

# みんなでささえる 国保会計



## ～ よくあるご質問にお答えします ～

皆さんから寄せられるご質問の中で、特に多いものについて次のとおりお答えします。

### 質問1

国保に加入していますが、就職により会社の社会保険に加入することになりました。その時に国保への届出は必要ですか？

### 答え1

国保から他の健康保険へ切り替わった時は、必ず14日以内に、国保喪失の届出が必要です。国保喪失の届出がなければ、加入の状態が継続し、国保税も課税されます。

**【国保喪失の届出に必要なもの】** ※本人以外の代理人の届出も可能です。

- 今まで使用していた国保の保険証(必ず回収させてください)
- 新しく加入した保険の保険証
- 個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- 印かん

また、退職などにより、新しい健康保険(ご家族の扶養や任意継続を含む)に加入しない場合は、国保への加入となりますので、必ず14日以内に国保加入の届出をしてください。

**【国保加入の届出に必要なもの】** ※本人以外の代理人の届出も可能です

- 事業所が発行する健康保険の喪失証明書(喪失日がわかる書類)
- 個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- 印かん

### 質問2

4月になっても新しい国保の保険証が届かないのですが、どうして？

### 答え2

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。次のような理由で保険証が届かない場合もありますので、ご確認ください。

- 住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っている
- 今住んでいる住所が、住民票の住所ではない
- 後期高齢者医療保険の被保険者である

※後期高齢者医療保険の保険証は8月1日に切り替わるので、新しい保険証の発送は毎年7月下旬頃を予定しています。また、保険証は宛先が記入されている23cm×10cmの長方形の台紙から切り離してもらうような仕様になっているので、保険証と気がつかず処分したという事例もありますので、ご注意ください。

### 質問3

国保からハガキとか手紙がたまに届きますが、内容がよくわかりません。



### 答え3

医療費のお知らせ(ハガキ)とジェネリック医薬品の差額通知書(手紙)についてお知らせします。どちらも該当がある場合にのみ送付しているもので、国保の全世帯に届くものではありません。

- 医療費のお知らせ(2カ月に1回送付)

医療機関などを受診した世帯に医療費の総額(国保負担分と自己負担分の合計)がどのくらいかかっているかお知らせしています。

- ジェネリック医薬品の差額通知書(毎月送付)

医療機関などから処方されたお薬のうち、同じ効果効能をもつ安価なジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が安くなる可能性のある方へお知らせしています。

ジェネリック医薬品は治療のうえで医師が勧めない場合や在庫がないこともありますので、使用の際には医師にご相談ください。

○お問い合わせ

【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112(課直通)